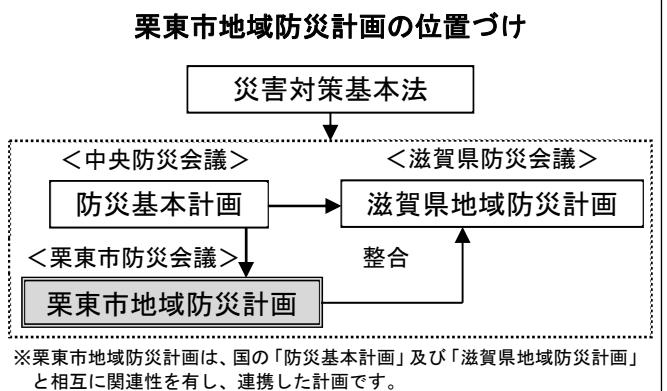


1 地域防災計画とは

◎目的

災害対策基本法第42条の規定に基づき、栗東市防災会議が作成する計画であり、栗東市、滋賀県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を発揮して、当市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とします。



◎基本方針

- ① **災害に強い地域づくり**：災害への対策として、従来からの治水治山を含む国土保全事業、主要交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保、土地情報のデータ化、その他まちづくりにおける防災関連事業の方策を定めて、その計画的な推進を図る。また、行政主導のハード対策のみでは、限界があることを前提に、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上、地域の災害リスクとるべき避難行動等を周知し「自らの命は自らが守る」を図る。
- ② **自主防災体制の確立**：自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の実施、災害ボランティア活動のための環境整備、企業防災の促進を図る。
また、5段階の警戒レベルにより提供する防災気象情報や避難に関する防災情報等を通じて、住民が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ③ **避難行動要支援者への支援、多様な視点による対応**：少子高齢化、人口の偏在、隣り近所での助け合いの精神の衰退、グローバリゼーション等の社会情勢の変化を踏まえ、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の、年齢、性別、障がいの有無といった事情から生じる多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。
- ④ **防災関係機関相互の協力体制の推進**：災害時の確実な情報収集・伝達・共有を可能とする防災関係機関の体制を整備し、大規模災害に際しての応急活動ならびに復旧・復興活動における広域応援協力体制の確立を図る。
- ⑤ **警戒避難体制の整備**：災害時に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう避難情報の伝達方法と避難体制の充実を図る。
- ⑥ **防災拠点等の整備および物資の備蓄**：災害時に、円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設の機能を有する施設等の整備および物資の備蓄等を図る
- ⑦ **感染症を踏まえた防災対策**：新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗いおよび消毒等の感染症対策の徹底や、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- ⑧ **SDGsの観点を踏まえた施策の推進**：本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

◎構成

構成		記載内容
本編	総則	計画の目的、基本方針、内容、構成、運用、関係機関、その他計画の前提条件等を記述
	災害予防計画	日頃より実施すべき対策について、「地域の防災力を高めるための対策」、「行政の災害対応能力を高めるための対策」、「自然災害に対応するために必要な対策」、「事故災害に対応するために必要な対策」の4つの節に分類して記述
	災害応急対策計画	おおむねの時間経過に応じて、「災害別の対応体制の確立」、「災害対応のコーディネート」、「生命を守るためにの対策」、「生活を守るためにの対策」、「復旧への足がかり」の5つの節に分類して記述
	災害復旧計画	災害発生からある一定期間経過したあとの対策について、「被災者の生活再建支援」、「企業等の支援」、「公共施設の災害復旧」、「災害復興」の4つの節に分類して記述
災害対応マニュアル編		災害時の応急対策の手順等を具体的に記述
資料編		本編、災害対応マニュアル編に付随して必要となる資料、様式、用語等を記述

◎防災関係機関の実施責任

＜栗東市防災会議＞

栗東市防災会議条例に基づき、栗東市防災会議を定期的に開催し、防災計画の作成およびその実施の推進、市域の防災に関する重要事項の審議等を実施する。

＜栗東市災害対策本部＞

栗東市災害対策本部条例に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害等に対処する。なお、災害地にあっては、市本部の事務の一部を行う組織として、必要に応じて、現地災害対策本部を設置することができる。

＜防災関係機関＞

本計画で示す以下の機関は、資料編に示す業務を処理する。

指定地方行政機関	近畿管区警察局、近畿財務局（大津財務事務所）、近畿厚生局 等
自衛隊	陸上自衛隊今津駐屯地
県	県本庁、県出先機関（南部土木事務所、草津保健所等）、滋賀県警察（草津警察署）
消防	湖南広域消防局中消防署、栗東市消防団
指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、西日本高速道路株式会社、関西電力送配電株式会社、日本郵便株式会社 等
指定地方公共機関	一般社団法人滋賀県トラック協会、一般社団法人滋賀県LPGガス協会、一般社団法人滋賀県建設業協会 等
公共的団体および防災上重要な施設の管理者	レーク滋賀農業協同組合、栗東市商工会、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会 等

＜住民、事業所等＞

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関だけで応急対策を担うのには限界があるため、消火や救助・救助、避難等の応急活動については、住民や地域、事業所の参加が不可欠である。このため、住民や地域、事業所は、日頃から災害への備えを講ずるとともに、災害が発生したときには、まず「自らの命は自らで守る」（自助）そして「近隣で互いに助け合う」（共助）を原則とした行動に努める。

自助

自分の命は自分で守るための備えとして、非常持ち出し品の準備、家具の転倒防止対策、住宅の耐震補強、避難経路の確認等の取組み

共助

個人で出来ることは限界があるため、日頃から近隣住民や自治会などの小さな地域コミュニティ単位で、助け合い体制を構築する、また災害時に実際に助け合うこと

3 災害予防計画

◎地域の防災力を高めるための対策

消防団、自主防災組織等の強化・育成等のほか、緊急避難場所および避難所の指定、「災害時避難行動要支援者登録制度」による避難体制の構築、地域コミュニティレベルの自発的な防災活動に関する地区防災計画作成支援、災害ケースマネジメント体制の整備等を行います。

◎行政の災害対応能力を高めるための対策

災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するための組織運営体制の機能強化や関係機関との連携強化を推進します。

◎自然災害に対応するために必要な対策

災害を予防し、被害を最小限にとどめるため、県および関係機関と協力し、水害、土砂災害、地震災害、火災および複合災害の予防に係る防災事業を推進します。

◎事故災害に対応するために必要な対策

自然災害に限らず、人為的な事故災害も含めあらゆる災害を予防し、被害を最小限にとどめるため、県および関係機関と協力し、各種災害の予防に係る防災事業を推進します。

4 災害応急対策計画

◎災害別の対応体制の確立

災害発生時または災害の発生のおそれがあるときは、意志決定を速やかに行うため、全庁的な体制を速やかに確立します。特に大きな災害のときは、栗東市危機管理センターに災害対策本部を設置し、県や防災関係機関等との調整を行い、各種対策活動を実施します。

◎災害対応のコーディネート

災害対策本部体制時は、情報の収集・伝達、緊急輸送等の災害対策本部業務を実施します。災害規模が大きいときは、人材、資機材等が不足することが想定されるため、早期に災害救助法の適用要請や応援要請等を実施し、外部機関との連携・協力体制を確保します。

◎生命を守るためにの対策

→詳しくは本編 p97 参照

<避難>

危険な地域内にある住民に対し、警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、防災関係機関と連携のもと人命の被害の軽減を図ります。

高齢者等避難 (警戒レベル3)	災害により人的被害が発生するおそれがあり、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況 【とるべき行動】危険な場所から高齢者等は避難 ●高齢者等は危険な場所から避難する。
避難指示 (警戒レベル4)	災害により人的被害が発生する可能性が高まり、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況 【とるべき行動】危険な場所から全員避難 ●立退き避難 ●屋内安全確保
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害により人的被害が発生若しくは切迫しており、居住者等が身の安全を確保するため立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 【とるべき行動】命の危険 直ちに安全確保! ●立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

＜その他の記載事項＞

水防	堤防の決壊等が発生または発生するおそれがあるとき、被害状況等の調査を行い、必要に応じて応急措置を行う。
消防、救急・救助	災害等により火災が発生したとき、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。また、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるときは、中消防署と連携して、救助が必要な生存者の情報の収集に努め、救急、救助活動に係る情報連絡体制を確立して、迅速かつ的確な救急・救助活動に当たる。 災害規模に応じて、県内相互応援、緊急消防援助隊の応援等を要請する。
医療・救護活動	多数の負傷者が発生したときは、指定避難所、指定緊急避難場所や災害現場等に救護所を設置し、草津栗東医師会や医療機関から派遣される医師や看護師による応急的な医療救護を行う。
危険物等の二次災害防止活動	危険物施設等の管理者は、災害に伴う火災、爆発、流出拡散等を防止するため、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。 市および中消防署は、必要に応じ、警戒区域の設定等を行う。
その他施設の二次災害防止活動	二次災害を防止するため、公共施設、建築物・宅地、河川・農林水産施設等の被災調査を行い、危険箇所を把握し、県と連携して被害の拡大を防止する。
原子力災害対応	原子力事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態発生時の通報が県に対してあったとき及び原子力緊急事態宣言が発出されたときなどは、県と連携して、原子力災害時特有の緊急事態対策を実施する。
事故災害対応	自然災害以外の大規模な事故災害（航空機事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模な火事、林野火災等）が発生したときは、事故関係者や消防、警察等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立し、被害の軽減、拡大防止を図る。

◎生活を守るためにの対策

→詳しくは本編 p123 参照

災害に対する緊急対策が一段落した頃をめどに、ライフラインの応急復旧等を行います。
また、避難所での生活支援や要配慮者支援のほか、保健衛生および防疫、火葬を実施します。

◎復旧への足がかり

→詳しくは本編 p138 参照

被災者の生活が安定し、ライフラインや交通・流通の機能が回復してきた段階で、災害ボランティアの受け入れ、災害義援金品の募集等により、被災者の生活の安定化に向けた取組みを実施します。また、生活再建の足がかりとなる住宅対策や学校教育再開等の各種対策を実施します。

5 災害復旧計画

◎被災者の生活再建支援

→詳しくは本編 p151 参照

被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、住宅や雇用の確保等を行います。

◎企業等の再建支援

→詳しくは本編 p155 参照

被災した企業等を支援するため、必要な復旧資金、復旧資材等の確保、復旧計画の樹立または実施等について斡旋および指導を行い、あるいは必要に応じて、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じ、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。

◎公共施設の災害復旧

→詳しくは本編 p157 参照

災害により、道路・河川等の公共土木施設、農林業施設、上下水道、公立学校、社会福祉施設、公営住宅等の公共施設が被害を受けたときは、速やかに復旧し、住民の生活基盤を整備します。

◎災害復興

→詳しくは本編 p159 参照

大規模な災害が発生したときは、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整および合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。